

米国など海外の公共工事契約



きのした せいや
木下 誠也*

公共工事の入札から契約のプロセスにおける価格の決まり方は、海外ではわが国と大きく異なります。発注者が入札において、わが国のように上限としての予定価格を設定することはなく、低入札価格調査基準や最低制限価格もありません。発注者が積算を行うことはあっても、予算管理とか入札価格をチェックするという意味合いが強いようです。

では、詳しくは米国カリフォルニア州の公共工事の例をみてみましょう。まず、入札にあたって、元請企業は、下請候補者から見積をとり、価格のみならず施工能力、過去の施工実績、財務内容等を審査し、入札の数時間前までに下請企業を決めます。労務費については最低賃金に係わる公契約法（デービス・バーコン法や各州法）またはユニオン（建設労働者の組合）との合意に基づく時間単価に従って見積を行います。そして、元請が入札時に発注者へ提出するのは、**入札価格の提示のほか、下請リスト、労務契約書の承認（ユニオンとの覚書）、適切な賃金支払い義務の確認書**、そして入札ボンドなど詳細にわたります。

このうち、**入札価格の提示**については、総価だけ

でなく単価項目と一括項目からなる見積表を提出します。単価項目では単位施工数量あたりの単価を示し、一括項目では項目ごとの金額を固定して示します。リスクの多い項目（数量が明確でない場合）を単価項目とすることにより、施工時の数量増減に対して発注者がリスクを分担します。さらに発注者はリスクに対する予備費をあらかじめ設けている場合があり、これと入札参加者による見積金額を合わせた金額が総額の入札価格となります。このように受注者が負うリスクがある程度明確にされ限定されるため、入札参加者はリスクに対する予備費を過度に計上することなく、入札価格を抑えることが可能となります。わが国とは違って、入札参加者は詳細な費用内訳や工程を明らかにする必要があります。

下請リストについては、入札金額の0.5%以上を下請けする業者名を明らかにする必要があり、各下請が実施する仕事の内容と下請契約額も併せて提出します。入札の時点でこれらを確定するのは、下請保護の一環です。

労務契約書の承認（ユニオンとの覚書）については、直庸労働者をユニオンから調達する場合に、ユ

* 日本大学 危機管理学部 教授

ニオンと事前に合意した労務費単価の覚書を発注者に提示します。カリフォルニアの公共工事では一般に請負金額の40%程度を直庸労働者により実施することが求められ、ユニオンの影響が強い地域ではユニオンからの労働者調達が必要となります。

適切な賃金支払い義務の確認書については、入札参加者はサンフランシスコ市の憲章や行政規則に従って、一般賃金の中で最も高い水準の賃金を労働者に支払うことを確約します。一般賃金とは50%以上の大多数の労働者に支払われている賃金で、その額はデービス・ベーコン法やその他州ごとの一般賃金法によって定められています。直庸労働者にはこれら賃金が支払われ、入札価格はこれらを踏まえた上で設定されます。ユニオンと合意する場合は、これら法律に則った金額を最低基本賃金とし、経験やスキルに応じ賃金が増加します。さらに労働者への給付金やユニオンへの支援金等を含めた時間単価を合意することになります。

デービス・ベーコン法では、連邦政府が関わる2,000ドル以上の公共工事に従事するすべての労働者（下請労働者を含む）に対して最低賃金（(A) 基本的な時間賃金又は賃率、(B) 医療給付、年金給付、失業給付、有給休暇等）を支払うこととしています。契約違反による工事停止の場合は、連邦政府は、留保した請負業者に支払うべき代金のうち、労働者に支払われるべき賃金については直接労働者に支払わなければなりません。そして、会計検査院長は、契約に違反した企業の名簿を連邦政府関係機関のすべてに配布し、当該企業及び関係団体は連邦

政府の契約に参加する権利を3年間剥奪されます。

以上に示したように、米国では入札参加者は、発注者の要求事項を踏まえて内訳や工程等の詳細な資料を作成して受注者としての意図を提示します。落札に至れば、わが国では発注者側積算をベースとして発注者の意図に基づく書類に合意して契約を締結するのに対し、米国等の海外では、発注者の要求事項を踏まえて受注者の意図を明らかにする観点から、詳細な費用内訳や工程、施工計画を示して契約を締結します。

そもそもわが国のような予定価格が存在せず、契約のベースとなる価格の決めり方が大きく異なりますので、米国等の海外ではわが国のような入札時の不調不落や低入札が問題となることはほとんどありません。また、契約変更の際の、変更増減額の算定方法が、わが国では発注者側積算をベースとするのに対し、海外では受注者側積算をベースとします。

今後、わが国の不調不落の防止や技術者・技能者の賃金確保などの観点から、米国等の海外の例を参考に公共工事の価格の決めり方を見直す必要があるのではないのでしょうか。市場中心で価格が決まることによって、受注者の技術開発インセンティブの向上にもつながるものと思われます。

<参考文献>

- ・土木学会 建設マネジメント委員会 公共工事発注者のあり方研究小委員会（2016年10月）
- ・土木学会 建設マネジメント委員会 公共工事の価格決定構造の転換に関する研究小委員会（2021年10月）